

改正案

現行

<p>(最低資本の額) 第一条 (略) 第三条 (略)</p> <p>(合併又は会社分割の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)</p> <p>(銀行法を準用する場合等の読替え)</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」と、「第二条第十四号各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(最低資本の額) 第一条 (略) 第三条 (略)</p> <p>(合併又は分割の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)</p> <p>(銀行法を準用する場合等の読替え)</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」と、「第二条第十四号各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>読み替える銀行法の規定</p> <p>第三条の二第二項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く)、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二の三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで</p>
<p>読み替える銀行法の規定</p> <p>第三条の二第二項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条(第四号を除く)、第五十七條の三、第五十七條の四第二項並びに長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の二から第十六条の二の三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで</p>
<p>銀行法、この法律</p> <p>第七條の二第二項</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>長期信用銀行法(同法第十七条において準用する銀行法</p>

第二十一条第七項	(略)	を含む)、この法律
第二十九条	(略)	長期信用銀行債の権利者、預金者又は定期積金の積金者
(略)	(略)	以下この項
第三十条第四項	(略)	
第三十四条第一項、第三十五条第一項	(略)	長期信用銀行債の権利者、預金者又は定期積金の積金者
第四十二条、第四十四条第一項	(略)	
第四十四条第三項	清算をする銀行	清算をする長期信用銀行
第四十四条第四項	清算銀行	清算長期信用銀行
	銀行法、この法律	長期信用銀行法(同法第十七条において準用する銀行法を含む)、この法律
第四十五条第三項、第五項、第七項及び第八項	清算銀行	清算長期信用銀行
第五十二条の四の見出し	(略)	
第五十二条の四第一項	銀行、	長期信用銀行、銀行、
(略)	(略)	
第五十二条の二十五	(略)	第五十二条の二十七第一項、第五十二条の二十八第一項、第五十二条の二十九第一項及び第五項並びに第五十二条の三十三第一項及び第二項
第五十二条の二十九第五項	(略)	長期信用銀行債の権利者、預金者
(略)	(略)	
第五十七条の二	この法律	

第二十一条第四項	(略)	債券の権利者、預金者
第二十九条	(略)	債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者
(略)	(略)	
第三十条第四項	(略)	次項並びに第三十四条第一項及び第三十五条第一項
第三十四条第一項、第三十五条第一項	(略)	債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者
第四十二条、第四十四条第一項	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第五十二条の四の見出し	(略)	
(新設)	(略)	
第五十二条の四第一項	(新設)	(新設)
(略)	(略)	
第五十二条の二十五	(略)	第五十二条の二十七第一項、第五十二条の二十八、第五十二条の二十九第一項及び第三項並びに第五十二条の三十三第一項及び第二項
第五十二条の二十九第三項	(略)	債券の権利者、預金者
(略)	(略)	
第五十七条	この法律の規定	長期信用銀行法の規定(同法第十七条において準用する

第五十七條の五第二号、第五十七條の六第一号	(略)	(略)	を含む。
第五十七條の六第二号	(略)	(略)	(略)
第五十七條の六第三号	(表)	(表)	(表)
第五十七條の六第四号	(表)	(表)	(表)
第五十七條の六第五号	(表)	(表)	(表)

2 (略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。)第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第三条の第二項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特別な特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特別な特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第二項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定め

第五十七條の二第二号、第五十七條の三第一号	(略)	(略)	銀行法の規定を含む。
第五十七條の三第二号	(略)	(略)	(略)
第五十七條の三第三号	(表)	(表)	(表)
第五十七條の三第四号	(表)	(表)	(表)
第五十七條の三第五号	(表)	(表)	(表)

2 (略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。)第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第三条の第二項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特別な特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特別な特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第二項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資

るもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 (略)

(外国長期信用銀行主要株主に関する読替え)

第六条の二 法第十七条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の十六の規定による外国長期信用銀行主要株主に対する法第二十七条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又はこれらに類する職にある者

(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第六条の三 (略)

2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十五条第八号	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
第二十七条	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者

として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 (略)

(外国長期信用銀行主要株主に関する読替え)

第六条の二 法第十七条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の十六の規定による外国長期信用銀行主要株主に対する法第二十七条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又はこれらに類する職にある者

(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第六条の三 (略)

2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十五条第八号	取締役、執行役若しくは監査役	取締役、執行役若しくはこれらに類する職にある者
第二十七条	取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者

	与若しくはその職務を 行すべき社員、監査役、 支配人、業務を執行する 社員若しくは清算人	の職務を行うべき社員、監査役、支配 人、業務を執行する社員若しくは清算 人若しくはこれらに類する職にある 者
3	法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第 五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七 条において準用する銀行法の規定(同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二 条の十六の規定を除く。)の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える銀行法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の十九第一 項	取締役(委員会設置会社 にあつては、執行役)	(略)
第五十二条の三十四第 一項	(略) 取締役、執行役、会計参 与若しくは監査役	(略) 取締役、執行役、会計参与若しくは監 査役若しくはこれらに類する職にあ る者
(略)	(略)	(略)

(外国の特定持株会社に係る届出の期限等に関する特例)

第六条の四 法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社が長期信用銀行を子会社とす
る外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、同
項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する事業年度経過後六月以内に、
同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該長期信用
銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の
商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出
をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国所在長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等公告に関する特例)

第六条の五 外国所在長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で
あつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項
ただし書の認可を受けているものをいう。)に係る法第十七条において準用する銀行法第五十
二条の二十八第三項及び第五項の規定の適用については、「六月以内」とする。

	支配人、業務を執行する 社員若しくは清算人	業務を執行する社員若しくは清算人 若しくはこれらに類する職にある者
3	法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法 第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第 十七条において準用する銀行法の規定(同法第五十二条の二十において準用する同法第五 十二条の十六の規定を除く。)の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える銀行法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の十九第一 項	取締役(委員会等設置会 社にあつては、執行役)	(略)
第五十二条の三十四第 一項	(略) 取締役 執行役若しくは 監査役	(略) 取締役、執行役若しくは監査役若し くはこれらに類する職にある者
(略)	(略)	(略)

(外国の特定持株会社に係る届出の期限等に関する特例)

第六条の四 法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社が長期信用銀行を子会社と
する外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、
同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度経過後六月以内
に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該長期
信用銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をい
う。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内に
その届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長するこ
とができる。

(外国所在長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等公告に関する特例)

第六条の五 外国所在長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で
あつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項
ただし書の認可を受けているものをいう。)に係る法第十七条において準用する銀行法第五
十二条の二十八の規定の適用については、同条中「六月以内」とあるのは、「六月以内」と
する。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第七条 法第二十二條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 銀行法第五十七條の六(第一号、第二号(法第十六條の二の四第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(銀行法第五十二條の三十四第一項の規定による法第十六條の二の四第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による通知

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第七条 法第二十二條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 銀行法第五十七條の三(第一号、第二号(法第十六條の二の四第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(銀行法第五十二條の三十四第一項の規定による法第十六條の二の四第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による通知